平成30年3月19日 一般社団法人 日本玩具協会

ボタン型電池・コイン型電池を玩具本体と分けて同梱した商品の ST マーク申請について

- 1. ボタン型電池・コイン型電池を玩具本体と分けて同梱した玩具の ST マーク使用許 諾については、ST 基準第 1 部 4.26 b) の規定を下記のとおり運用する。
  - 1. ST 基準第1部 4.26 b) では、ボタン型電池・コイン型電池は「露出してはならない」とされている。

ついては、これら電池を玩具本体と一緒に同梱して販売する玩具にあっては、これら電池は、露出を避けるため、玩具本体の電池ボックスに装填した状態で販売することを原則とする。

(これら電池を玩具と分けて露出した状態で同梱することは、ST マーク制度では認められない。)

- 2. なお、プラモデル等の組立玩具であって、電池ボックスを含めて組み立てること が遊びの要素となっているものについては、下記を満たすことを条件に、STマー クの使用を認める。
  - ・対象年齢が「8歳以上」であること
  - ・同梱するボタン型電池・コイン型電池は、小部品に該当しないサイズの「プラスチック袋」の中に入れること。

なお、当該プラスチック袋は、ハサミ等を使用しなければ大人でも開けられない強度を有していること。

- ・組立て後の玩具は、ボタン型電池・コイン型電池に関して、ST 基準第1部 4.26 の基準に適合していること
- 2. 施行日は、平成30年3月19日とする。

## 【説明】

- 1. ボタン型電池・コイン型電池については、次のように、行政当局から誤飲した場合の 危険性が指摘され、誤飲防止対策を講ずることが求められている。
  - (1) 平成 26 年 6 月 18 日付消費者庁・国民生活センターの News Release 「乳幼児(特に 1 歳以下)のボタン電池の誤飲に注意!」 経済協力開発機構 (OECD) の「ボタン電池の安全性に関する国際啓発週間 (2014年 6 月 16 日~20 日)」の一環として消費者に注意喚起

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140618kouhyou\_1.pdf

- (2) 平成 26 年 10 月 30 日付国民生活センター報道発表 「ボタン電池を使用した商品に注意 — 乳幼児の誤飲により、化学やけどのおそれ も」 <a href="http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20141030\_1.pdf">http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20141030\_1.pdf</a>
- (3) 東京都商品安全対策協議会(平成 28 年 1 月 25 日発表) 子供に対するボタン電池等の安全対策 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h27/kouhou.html
- 2. ST 基準第1部 4.26 b)では、「ボタン型電池・コイン型電池は露出してはならない」 と規定しているが、この規定が玩具本体と分けて同梱されたボタン電池等にも適用されるかどうか不明確であったため、海外検査機関の運用等を調査のうえ、ST 基準判定会議で検討を行い、本件運用方針を決定したもの。

## 【参考】

## ST2016 第1部:

4.26 電池

- a) 5.2 (小部品試験) に従って試験したときに、小部品円筒内に完全に収まる電池 (ボタン型電池や単4以下の電池など) の収容部(室)は、容易に開く構造であってはならない。(5.26 (磁石の衝撃試験) に従って試験したとき、電池の収容部(室)が開いたときは、容易に開く構造であるとみなす。) 即ち
  - 工具等 (ドライバー、コイン又はこれに類するもの) を用いなければ電 池が取り外せない構造であること。

## 又は

- 電池収容部を開けるためには、少なくとも独立した二つの動作を同時に行 うことが必要なこと。
  - ただし、大人が素手で開ける方法を模索した結果、一動作で開ける手段が判明した場合は、容易に開く構造であるとみなす。

(この場合、蓋を開ける動作において手指に掛ける荷重は最大 90N とする。)

b) 電池を使用する玩具は、関連する試験を実施した後に、ボタン型電池、コイン型電池又は公称電圧 3V 以上の電池は露出してはならない。 その他の電池は、これを玩具の一部とみなしてこの基準(小部品の基準等) を適用する。